

議案第15号

財産を無償で貸し付けること（鳥取県教育センター進入路）について

次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成23年6月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 財産の内容

種 類	所 在 地	数 量
土 地	鳥取市湖山町北五丁目203番ほか 4筆	1,602.79平方メートル

2 相手方

鳥取市尚徳町116番地

鳥取市

3 貸付期間

平成23年9月29日から平成28年9月28日まで

4 理 由

教育センターへの進入路について、市道として良好な管理を行うため、鳥取市に無償で貸し付けようとするものである。